

## 記入上の注意事項

- この請求書は、以下の期間中に初診日がある場合にご提出ください。
  - ・国民年金加入期間
  - ・20歳前または60歳以上65歳未満（国内に住んでいる方のみ）の年金未加入期間
- 請求する方の状況に応じて、書き方が異なりますのでご注意ください。

**年金請求書(国民年金障害基礎年金)** 様式第107号

二次元  
コード

★市区町村 年金事務所

交付年月日 交付年月日

年金コード  
5 3 6  
6 3 6  
630002

※基礎年金番号が交付されていない方は、①欄に個人番号をご記入ください。  
※基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

① 個人番号(または基礎年金番号) X X X X X X X X X X X X X X X X

② 生年月日 昭 5 平 令 年 月 日 X X X X X X X X

③ 氏名(氏) ネンキン タロウ 性別 男 女 1 2  
年金 太郎

④ 住所の郵便番号 1680071 ⑤ 住所 スギナミ タカイドニシ 3-5-24  
杉並 市 高井戸西3丁目5番24号

⑥ 欄を記入していない方は、次のことにお答えください。(記入した方は回答の過去に厚生年金保険、国民年金または船員保険に加入したことがありますか。C「ある」と答えた方は、加入していた制度の年金手帳の記号番号をご記入ください)

厚生年金保険	国民
船員保険	

⑦ 年金受取機関 (フリガナ) ネンキン タロウ  
1. 金融機関 (ゆうちょ銀行を除く) 口座名義人氏名 年金 太郎  
2. ゆうちょ銀行(郵便局)

⑧ 年金送金先 (ゆうちょ銀行)

⑨ 金融機関コード ⑩ 支店コード (フリガナ) ネンキン 銀行 (フリガナ) タカイド  
年金 高井戸  
⑪ 預金種別 ⑫ 口座番号(左詰めで記入)  
1. 普通 X X X X X X  
2. 当座

⑬ 支払局コード 108996

記入不要

基礎年金番号や年金手帳記号番号が2つ以上ある場合は、窓口にお申し出ください。

原則として、住民票住所をご記入ください。ただし、住民票住所と異なる居所を通知書等送付先とする場合には、例外的に年金請求書の住所欄に通知書等送付先を記入した上で、別途、「住民基本台帳による住所の更新停止・解除申出書」をご提出ください。

ゆうちょ銀行の通帳記号に枝番(ハイフンに引き続く数字)がある方のみご記入ください。

### <受取機関>

金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明を受けてください。なお、次の場合は、金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明は必要ありません。

- ・預金通帳(貯金通帳)を持参する場合
- ・預金通帳(貯金通帳)、キャッシュカードおよび預金口座を明らかにすることができる金融機関が発行する書類のコピーのうち、いずれか1点を添付する場合
- ・インターネット専業銀行等の口座番号がわかる画面をプリントアウトしたもの等を添付する場合

注) 貯蓄口座では年金の受け取りができません。また、インターネット専業銀行の中には年金の受け取りができない銀行もありますのでご注意ください。

## <ア欄 加算額の対象者>

① 氏名	ネンキン 年金	ジロウ 二郎	生年月日	平7 合9	年	月	日	障害の状態に ある・ <b>ない</b>	連続欄
加算額の 対象者	X	X	X	X	X	X	X	X	

※入日(日)は余白等にご記入ください。

生計を同じくしている子がいる場合はご記入ください。

■子の年齢要件は次のいずれかとなります。

- ・18歳になった後の最初の3月31日まで
- ・国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満

■併せて「㊤生計維持申立」欄の記入が必要です。

「ある」を○で囲んだ場合は、診断書の提出が必要です。

## <イ欄 請求者の年金および配偶者について>

① あなたは現在、公的年金制度等（表1参照）から年金を受けていますか。○で囲んでください。

1. 受けている	② 受けていない	3. 請求中	無年度（未決年金等）	年金の種類
----------	----------	--------	------------	-------

受けていると答えた方は下欄に必要事項をご記入ください（年月日は支給を受けることになった年月日をご記入ください）。

初年度（共済組合名等）	年金の種類	年月日	年金証書の年金コードまたは記号番号等

「年金の種類」とは、老齢または退職、障害、遺族をいいます。

※あなたの配偶者について、ご記入ください。

氏名	生年月日	基礎年金番号
ネンキン ハナコ 年金 花子	昭和XX年XX月XX日	XXXX-XXXXXX

② 年金コードまたは共済組合コード・年金種別

1		
2		
3		
③ 他年金種別		

他の年金を請求手続き中の場合もご記入ください。  
原則として2つ以上の年金を同時に受け取ることはできません。  
いずれか一方の年金を選ぶことになります。

請求者が配偶者の加給年金額対象者である場合、障害基礎年金を受けている間は配偶者の加給年金額が支給停止されます。該当する方は「加給年金額支給停止事由該当届」の提出が必要となる場合があります。

## <個人番号>

① 個人番号（または基礎年金番号） X X X X X X X X X X X X X X X X

個人番号（マイナンバー）を記入することにより、生年月日に関する書類の添付が不要になります。ただし、障害状態を確認するための診断書や所得を確認するための所得状況届等の提出が必要となる場合があります。

※ご記入いただいていない場合であっても、ご提出いただいた住民票情報等を基に、マイナンバー法に基づき、マイナンバーを登録させていただきます。マイナンバーの登録後は、年1回の現況の確認（現況届）や住所変更の届出が原則不要になります。

## <カ欄 障害について>

障害基礎年金を請求する傷病名のみご記入ください。  
請求書に添付する診断書「①障害の原因となった傷病名」欄  
をご確認ください。

「2. 事後重症による請求」を○で  
囲んだ場合は、あてはまる理由を下  
から選んで○で囲んでください。

(1) この請求は左の頁にある「障害給付の請求事由」の1から3までのいずれに該当しますか。該当する番号を○で囲んでください。		① 障害認定日による請求 ② 事後重症による請求 ③ 初めて障害等級の1級または2級に該当したことによる請求		
「2」を○で囲んだときは右欄の該当する理由の番号を○で囲んでください。		1. 初診日から1年6月目の状態で請求した結果、不支給となった。 2. 初診日から1年6月目の症状は軽かったが、その後悪化して症状が重くなった。 3. その他(理由)		
(2) 過去に障害給付を受けたことがありますか。	1. はい 2. いいえ	「1. はい」を○で囲んだときは、その障害給付の名称と年金証書の基礎年金番号および年金コード等をご記入ください。		
③ 必ずご記入ください。 障害の原因である傷病についてご記入ください。	傷病名	1. <b>脳出血</b>	2.	3.
	傷病の発生した日	昭和 平成 令和 25年 4月 25日	昭和 平成 令和 年 月 日	昭和 平成 令和 年 月 日
	初診日	昭和 平成 令和 25年 4月 25日	昭和 平成 令和 年 月 日	昭和 平成 令和 年 月 日
	初診日において20歳前または60歳以上65歳未満で厚生年金または共済組合に加入中ではない場合は、「未加入」を○で囲んでください。	1. 国民 2. 厚生 3. 共済 4. 未加入	1. 国民 2. 厚生 3. 共済 4. 未加入	1. 国民 2. 厚生 3. 共済 4. 未加入
	現在傷病はなっていますか。	1. はい 2. <b>いいえ</b>	1. はい 2. いいえ	1. はい 2. いいえ
	なおっているときは、なおった日	昭和 平成 令和 年 月 日	昭和 平成 令和 年 月 日	昭和 平成 令和 年 月 日
	傷病の原因は業務上ですか。	1. はい 2. <b>いいえ</b>	1. はい 2. いいえ	1. はい 2. いいえ
	この傷病について右に示す制度から保険給付が受けられるときは、その番号を○で囲んでください。請求中のときも同様です。	1. 労働基準法 2. 労働者災害補償保険法 3. 船員保険法 4. 国家公務員災害補償法 5. 地方公務員災害補償法 6. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律	1. 労働基準法 2. 労働者災害補償保険法 3. 船員保険法 4. 国家公務員災害補償法 5. 地方公務員災害補償法 6. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律	1. 労働基準法 2. 労働者災害補償保険法 3. 船員保険法 4. 国家公務員災害補償法 5. 地方公務員災害補償法 6. 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律
	受けられるときは、その給付の種類を○で囲み、支給の発生した日をご記入ください。	1. 障害補償給付(障害給付) 2. 傷病補償給付(傷病年金)	昭和 平成 令和 年 月 日	昭和 平成 令和 年 月 日
	障害の原因は第三者の行為によりますか。	1. はい 2. <b>いいえ</b>	1. はい 2. いいえ	1. はい 2. いいえ
障害の原因が第三者の行為により発生したものであるときは、その者の氏名および住所を記入。	氏名 住所			
(4) 国民年金に任意加入した期間について特別一時金を受けたことがありますか。	1. はい 2. <b>いいえ</b>			

初診日において20歳前または60歳以上65歳未満で厚生年金または共済組合に加入中ではない場合は、「未加入」を○で囲んでください。

請求する傷病の原因が業務上である場合は、その下の欄の中から該当するものを○で囲んでください。

### 用語の説明

#### <初診日とは>

初診日とは、障害の原因となった病気やけが（以下「傷病」といいます）について、初めて医師または歯科医師（以下「医師等」といいます）の診療を受けた日をいいます。

同一傷病で転医があった場合は、一番初めに医師等の診療を受けた日が初診日となります。

#### <障害認定日とは>

障害認定日とは、障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となった傷病についての初診日から起算して1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内にその傷病がなおった場合（症状が固定した場合）はその日をいいます。

## <㊦欄 生計維持申立>

請求者によって生計を維持されている子が加算対象者となる場合にご記入ください。

㊦ 生 計 維 持 申 立												
生 計 同 一 関 係	右の者は請求者と生計を同じくしていることを申し立てる。											
	令和XX年XX月XX日 請求者 住所 杉並区高井戸西3-5-24 氏名 年金太郎	<table border="1"> <thead> <tr> <th>氏 名</th> <th>続 柄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年金二郎</td> <td>次男</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>		氏 名	続 柄	年金二郎	次男					
氏 名	続 柄											
年金二郎	次男											
収 入 関 係	1. 請求者によって生計維持していた方についてご記入ください。	捺印欄	※年金事務所の確認事項									
	(1) (名: 二郎) について年収は、850万円未満 <sup>※</sup> ですか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	( )印 ア. 健保等被扶養者(第三号被保険者)									
	(2) (名: ) について年収は、850万円未満 <sup>※</sup> ですか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	( )印 イ. 国民年金保険料免除世帯									
	(3) (名: ) について年収は、850万円未満 <sup>※</sup> ですか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ	( )印 ウ. 義務教育終了前 エ. 高等学校在学中 オ. 源泉徴収票・課税証明書等									
2. 上記1で「いいえ」と答えた方のうち、その方の収入はこの年金の受給権発生時においては、850万円未満 <sup>※</sup> ですか。	<input type="checkbox"/> はい・ <input type="checkbox"/> いいえ											
<small>(※) 平成6年11月8日までに受給権が発生している方は、「600万円未満」となります。</small>		<small>令和XX年XX月XX日提出</small>										

この欄は、収入関係1.で「いいえ」と答えた方のみ対象となります。

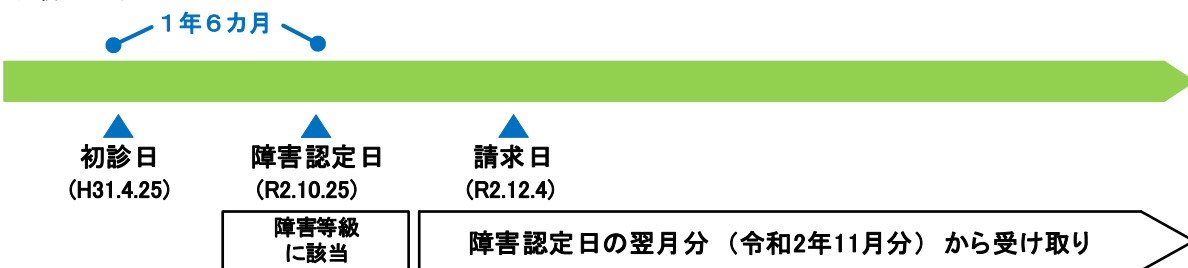
## <障害年金の請求ケース>

### ケース1

自営業のAさん（52歳）は、平成31年4月25日に脳出血で倒れて病院に運ばれましたが、左半身にマヒが残りました。そのため、Aさんは障害基礎年金を請求することにしました。

#### ■解説

ケース1の初診日は平成31年4月25日となり、障害認定日は1年6カ月経過した日である令和2年10月25日となります。障害認定日の症状が国民年金法施行令に定める障害等級の状態にあれば、障害認定日以降に障害基礎年金を請求することで、障害認定日の翌月分（令和2年11月分）から受け取れます。



#### 障害認定日による請求

障害認定日に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級または2級の状態にあるときに障害認定日の翌月から年金が受けられます（ただし、保険料の納付要件を満たしていることが必要です）。

このことを「障害認定日による請求」といいます。

請求書に添付する診断書は、障害認定日時点の症状がわかるものが必要です。なお、請求する日が、障害認定日より1年以上過ぎているときは、請求手続き以前3カ月以内の症状がわかる診断書も併せて必要となります。

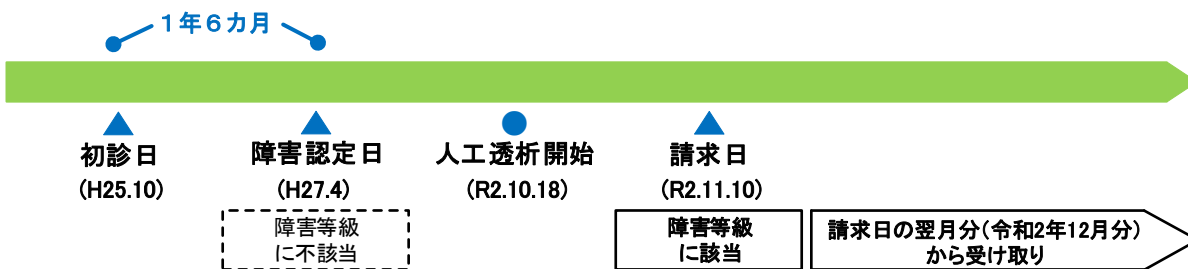
請求書は障害認定日以降に提出することができます。

### ケース2

専業農家のBさん（45歳）は、平成25年10月から糖尿病で病院に通っています。最近になって体調が悪くなり、令和2年10月18日から人工透析をはじめたので障害基礎年金を請求することにしました。

#### ■解説

ケース2の初診日は平成25年10月に糖尿病で初めて病院に行った日です。障害認定日の症状は軽かったので、障害等級には該当しませんでした。しかし、令和2年10月18日から人工透析（2級相当）を開始したため、人工透析開始日以降に障害基礎年金を請求することで事後重症による障害基礎年金を請求日の翌月分から受け取れます。



#### 事後重症による請求

障害認定日に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級または2級の状態に該当しなかった人でも、その後病状が悪化し、1級または2級の障害の状態になったときには請求により障害基礎年金が受けられます（ただし、保険料の納付要件を満たしていることが必要です）。このことを「事後重症による請求」といいます。

請求書に添付する診断書は、請求手続き以前3カ月以内の症状がわかるものが必要です。

事後重症による請求の場合、請求日の翌月分からの受け取りとなりますので、請求が遅くなると、年金の受け取りが遅くなります。

請求書は、65歳の誕生日の前々日までに提出する必要があります。